

保護者の皆様

令和5年5月12日

豊川市立御津南部小学校
校長 山本 一之

新型コロナウイルス感染症に係る変更について（お知らせ）

このことについて、令和5年5月8日付けで、豊川市教育委員会より愛知県教育委員会の「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について通知がありました。

つきましては、これからの児童の健康管理と学校の教育活動推進のため、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

(1) 平時

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」、「消毒作業」等により、感染症対策を行います。平時には、これら以外に特段の対策を講じません。また、学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。

(2) 感染流行時

地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用を促すことや、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保することなどの感染症対策を一時的に講じる場合があります。

2 出席停止の基準等の変更

- ・ 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。※1
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはしませんが、児童生徒等が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、出席停止とすることがあります。学校へご相談ください。
- ・ 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止としません。※2

※1、2ともに5月8日付け本校からのお知らせの通りです。

(この件に関する問い合わせ先 御津南部小学校 教頭 電話75-2003)